

平成29年度から適用される 個人住民税（市民税・県民税）の主な税制改正

給与所得控除の見直し(上限額の引き下げ)

給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を、平成28年分は1,200万円（控除額230万円）に、平成29年分以後は1,000万円（控除額220万円）に引き下げることとされました。

適用年分（個人住民税）	上限が適用される給与収入金額	給与所得控除額
平成27年分（平成28年度）	1,500万円超	245万円
平成28年分（平成29年度）	1,200万円超	230万円
平成29年分（平成30年度）	1,000万円超	220万円

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

国外居住親族に係る扶養控除等の適正化の観点から所得税の確定申告や個人住民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除若しくは障害者控除（16歳未満を含む）の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を添付又は提示しなければならないこととされました。

金融所得課税の一体化

上場株式等の範囲は、上場株式、公募株式等証券投資信託の受益権等に加え、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権も上場株式等とされ、その利子、配当、収益の分配や譲渡などによる所得が申告分離課税の対象とされることとされました。

また、株式等に係る譲渡所得等、配当所得等の分離課税を改組し、譲渡所得等は上場株式等と一般株式等とし、配当所得は配当等所得とすることとされました。その際、課税標準額については、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等は別々に算出することとされました。

上場株式等に係る譲渡所得等の損失は、上場株式等に係る配当所得等の金額と損益通算することができます。また、控除しきれない損失の金額は、翌年以降3年間に渡り上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。ただし、上場株式等に係る譲渡所得等の損失は、一般株式等の譲渡所得等と損益通算できません。また、平成27年分以前の各年分において生じた上場株式等に係る譲渡所得の損失で平成28年分以降に繰り越されたものについても、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することはできません。